

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月12日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 連結会計年度
会計期間	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高 (千円)	2,758,560	2,538,057	13,165,736
経常利益又は損失() (千円)	14,085	195,368	412,983
四半期(当期)純利益又は純損失 () (千円)	10,225	130,441	176,197
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	824,916	-	-
発行済株式総数 (株)	164,490	-	-
純資産額 (千円)	2,668,887	2,629,551	2,781,623
総資産額 (千円)	4,968,149	7,179,015	6,416,168
1株当たり純資産額 (円)	15,748.79	15,999.24	16,912.08
1株当たり四半期(当期)純利益 又は純損失金額() (円)	62.16	814.40	1,071.87
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	1,067.50
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.1	35.7	42.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	286,480	359,184	232,094
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	152,634	572,674	855,678
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,128	1,343,095	647,121
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	568,110	988,938	577,702
従業員数 (人)	233	270	260

(注) 1. 第12期第1四半期累計(会計)期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、第12期第1四半期連結累計(会計)期間に代えて第12期第1四半期累計(会計)期間について記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期第1四半期累計(会計)期間及び第13期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	270 (125)
---------	-----------

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	255 (125)
---------	-----------

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、前年同四半期については、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期比は記載しておりません。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
リテールビジネス(千円)	1,343,951	-
合計(千円)	1,343,951	-

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、前年同四半期については、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期比は記載しておりません。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
リテールビジネス(千円)	1,822,776	-
ゴルフ場ビジネス(千円)	464,101	-
メディアビジネス(千円)	251,179	-
合計(千円)	2,538,057	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 自然災害等によるリスク

当社グループはゴルフ用品の販売を行っており店舗および物流センターを有しておりますが、大規模な自然災害等が発生した場合、ライフラインや交通網の壊滅、店舗または物流設備の損壊等により事業活動に支障をきたすリスクが考えられます。

また、ゴルフ場予約サービスにおいては、被災地域の实情により交通網の寸断、提携ゴルフ場の施設の崩壊等により復旧までに相当の時間を要することも予想されます。

これら、災害等に伴う状況が長期化する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により当社グループの施設及び設備に損害はありませんでしたが、東北地方を中心に道路・配送に全般的な影響を受け、一部のお客様に対して商品の配送に遅れ等が発生しました。また、被災された提携ゴルフ場の予約サービスを一時的に中断しました。現在、これらの障害は、ほぼ解消されております。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日～平成23年3月31日)における経営環境は、国内景気が緩やかな回復基調をたどりつつあるものの個人所得や雇用環境の回復にはなお時間を要すると見込まれる中、本年3月11日に発生した東日本大震災により、先行きは予断を許さない厳しいものとなりました。

ゴルフ業界においても、ゴルフ用品市場の販売動向は厳しい状況が続き、今回の震災の影響により、消費者の購買

意欲は急速に減少することになりました。

このような環境下、当社グループは期初より計画していた中長期的な成長を目的とする投資を継続して行い、情報システム・マネジメント基盤の整備、人・組織基盤の充実を進めるとともに、売上高及び利益の拡大を目指すべく、マーケティング・販売促進施策の実行を進めてまいりました。これらの結果、売上高2,538百万円、営業損失195百万円、経常損失195百万円、四半期純損失130百万円となりました。なお、前年同四半期においては、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期比較は記載しておりません。

主要セグメント（ビジネス部門）別の主な状況は、以下のとおりであります。

『リテールビジネス』

当第1四半期連結会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高1,822百万円、売上総利益423百万円となりました。当社グループは、年初より行った販売促進活動が奏功し、売上高、売上総利益とも前年同四半期を上回る水準で推移していましたが、震災を機に急激に消費マインドが落ち込むとともに来訪者数は減少いたしました。店舗においては計画停電による営業時間短縮が実施され、販売低迷につながりました。

なお、震災の影響により一時的に配送の遅れはあったものの、物流倉庫及び各店舗に陳列されている商品に被害はなく、数日後には正常に営業活動を行うことができております。

『ゴルフ場ビジネス』

当第1四半期連結会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高464百万円、売上総利益442百万円となりました。1、2月は全国的に積雪の影響を受け来場者数が前年並みに推移する中、震災直後は交通状況の混乱、ガソリンの供給不足等により、予約キャンセルが相次ぎ、売上、売上総利益ともに前年同四半期を下回る結果となりました。

『メディアビジネス』

当第1四半期連結会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高251百万円、売上総利益183百万円となりました。広告ビジネス全体の縮小傾向が続く中、当ビジネス部門はマルチデバイスに対応したサービス展開などによりメディアカが高まりを見せたほか、クライアント各社からの広告受注は増加し、業績を拡大することができました。モバイルサービスにおきましては、スマートフォンの拡大などによる有料会員数の減少があったものの、広告収入が収益をけん引し、前年同四半期の業績を上回る結果となりました。

なお、震災により「GDOスタイルブック」第4号の納品および配布開始に一部遅延が生じましたが、インターネット広告全般に対する震災の影響は軽微でありました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べて411百万円増加し、988百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。なお、前年同四半期においては、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期比較は記載しておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費60百万円、のれん償却額26百万円、売上債権の減少594百万円等による資金の増加に対して、税金等調整前四半期純損失191百万円、未収入金の増加額102百万円、仕入債務の減少額593百万円等による資金の減少により、359百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出21百万円、無形固定資産の取得による支出602百万円等により、572百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増額1,100百万円、長期借入れによる収入300百万円、リース債務の返済による支出27百万円等により、1,343百万円の収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、今後発生することが想定される関東圏の震災に備え、従業員の安否確認、災害時の緊急対応等の準備を進めるとともに、手元資金を充実させ、非常事態時における対応を迅速に行う用意を進めております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	591,640
計	591,640

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	164,490	164,490	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していません。
計	164,490	164,490	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月30日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成24年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成14年12月25日をもって1株を3株の割合で株式分割(平成14年11月28日取締役会決議)、平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3. 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。
平成16年11月1日から平成17年8月31日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
平成17年9月1日から平成24年8月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
- (2) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

(平成15年7月22日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	124
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,500 資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。

(2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成16年9月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201,533
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 201,533 資本組入額 100,767
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。

(2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105,973
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105,973 資本組入額 52,987
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権行使時に払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込金額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

会社法に基づき発行した新株予約権

(平成20年3月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期末末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	4,340
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,340
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,900
新株予約権の行使期間	平成22年4月25日から 平成30年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,900 資本組入額 17,450
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率
3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日	-	164,490	-	824,916	-	786,035

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,320	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 160,170	160,170	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	164,490	-	-
総株主の議決権	-	160,170	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号	4,320	-	4,320	2.63
計	-	4,320	-	4,320	2.63

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	19,720	19,450	18,570
最低（円）	17,650	17,500	11,600

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	988,938	577,702
売掛金	907,430	1,501,780
商品及び製品	1,468,986	1,387,408
仕掛品	4,242	-
原材料及び貯蔵品	5,284	5,553
その他	537,588	308,743
貸倒引当金	236	429
流動資産合計	3,912,234	3,780,758
固定資産		
有形固定資産	453,755	463,912
無形固定資産		
のれん	174,533	200,569
ソフトウェア	262,486	-
ソフトウェア仮勘定	1,414,995	710,131
その他	363,774	646,381
無形固定資産合計	2,215,790	1,557,082
投資その他の資産		
その他	597,921	615,124
貸倒引当金	685	709
投資その他の資産合計	597,236	614,414
固定資産合計	3,266,781	2,635,409
資産合計	7,179,015	6,416,168
負債の部		
流動負債		
買掛金	566,076	1,159,723
短期借入金	2,366,000	1,166,000
未払法人税等	4,706	21,212
賞与引当金	1,230	-
ポイント引当金	215,678	213,470
その他	736,369	600,981
流動負債合計	3,890,061	3,161,387
固定負債		
長期借入金	334,000	134,000
役員退職慰労引当金	7,000	5,250
資産除去債務	4,912	-
その他	313,491	333,907
固定負債合計	659,403	473,157
負債合計	4,549,464	3,634,545

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	824,916	824,916
資本剰余金	786,035	786,035
利益剰余金	983,744	1,149,423
自己株式	80,265	80,265
株主資本合計	2,514,429	2,680,109
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	48,409	29,250
繰延ヘッジ損益	240	552
評価・換算差額等合計	48,168	28,698
新株予約権	66,953	72,815
純資産合計	2,629,551	2,781,623
負債純資産合計	7,179,015	6,416,168

(2) 【四半期連結損益計算書】
【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	2,758,560
売上原価	1,651,018
売上総利益	1,107,542
販売費及び一般管理費	1,099,609
営業利益	7,932
営業外収益	
受取利息	1,003
不動産賃貸料	2,967
受取損害金	3,500
その他	3,634
営業外収益合計	11,106
営業外費用	
支払利息	4,886
その他	67
営業外費用合計	4,953
経常利益	14,085
特別損失	
固定資産除却損	3,770
その他	44
特別損失合計	3,814
税引前四半期純利益	10,270
法人税、住民税及び事業税	2,564
法人税等調整額	17,931
法人税等合計	20,495
四半期純損失 ()	10,225

【当第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	2,538,057
売上原価	1,488,781
売上総利益	1,049,276
販売費及び一般管理費	1,244,375
営業損失()	195,099
営業外収益	
受取利息	240
受取配当金	40
仕入割引	1,281
不動産賃貸料	3,671
その他	105
営業外収益合計	5,339
営業外費用	
支払利息	5,603
その他	5
営業外費用合計	5,608
経常損失()	195,368
特別利益	
新株予約権戻入益	5,862
その他	254
特別利益合計	6,116
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,239
特別損失合計	2,239
税金等調整前四半期純損失()	191,491
法人税、住民税及び事業税	4,301
法人税等調整額	65,350
法人税等合計	61,049
少数株主損益調整前四半期純損失()	130,441
四半期純損失()	130,441

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	10,270
減価償却費	54,401
有形固定資産除却損	3,770
受取利息及び受取配当金	1,003
支払利息	4,886
のれん償却額	23,422
受取損害金	3,500
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,606
貸倒引当金の増減額(は減少)	607
売上債権の増減額(は増加)	207,089
たな卸資産の増減額(は増加)	130,685
未収入金の増減額(は増加)	12,508
前払費用の増減額(は増加)	11,167
仕入債務の増減額(は減少)	36,568
未払金の増減額(は減少)	176,997
未払費用の増減額(は減少)	23,672
未払消費税等の増減額(は減少)	14,862
その他	7,164
小計	86,059
利息及び配当金の受取額	260
利息の支払額	5,552
損害金の受取額	3,500
法人税等の支払額	198,935
法人税等の還付額	306
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	33,592
無形固定資産の取得による支出	119,230
その他	188
投資活動によるキャッシュ・フロー	152,634
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	300,000
短期借入金の返済による支出	170,000
長期借入金の返済による支出	53,332
リース債務の返済による支出	25,342
配当金の支払額	62,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,128
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	450,243
現金及び現金同等物の期首残高	1,018,354
現金及び現金同等物の四半期末残高	568,110

【当第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	191,491
減価償却費	60,786
のれん償却額	26,035
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,207
貸倒引当金の増減額(は減少)	217
受取利息及び受取配当金	281
支払利息	5,603
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,239
売上債権の増減額(は増加)	594,350
たな卸資産の増減額(は増加)	85,551
未収入金の増減額(は増加)	102,566
仕入債務の増減額(は減少)	593,646
その他	53,552
小計	336,085
利息及び配当金の受取額	112
利息の支払額	4,712
法人税等の支払額	18,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	359,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	21,722
無形固定資産の取得による支出	602,474
その他	51,521
投資活動によるキャッシュ・フロー	572,674
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	1,100,000
長期借入れによる収入	300,000
リース債務の返済による支出	27,411
配当金の支払額	29,707
その他	214
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,343,095
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	411,236
現金及び現金同等物の期首残高	577,702
現金及び現金同等物の四半期末残高	988,938

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより営業損失、経常損失がそれぞれ93千円増加し、税金等調整前四半期純損失が2,333千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は4,892千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が、前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【会社等の財務状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 298,654千円	有形固定資産の減価償却累計額 275,425千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期累計期間については、四半期連結損益計算書を作成しておりませんので、前第1四半期連結累計期間に代えて前第1四半期累計期間について記載しております。

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	363,787千円
ポイント引当金繰入額	2,606千円

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	418,995千円
賞与引当金繰入額	1,230千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,749千円
ポイント引当金繰入額	2,207千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間については、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、前第1四半期連結累計期間に代えて前第1四半期累計期間について記載しております。

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	568,110千円
現金及び現金同等物	<u>568,110千円</u>

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	988,938千円
現金及び現金同等物	<u>988,938千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 164,490株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,320株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 66,953千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 第12回定時株主総会	普通株式	35,237	220	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ゴルフ関連事業を中心に事業活動を展開しており、本社にリテールビジネス部門、ゴルフ場ビジネス部門及びメディアビジネス部門を管理する部署を置き、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、「リテールビジネス」及び「ゴルフ場ビジネス」、「メディアビジネス」の3つを報告セグメントとしております。各セグメントの主要業務は以下のとおりとしております。

セグメント区分	主要業務
リテールビジネス	ゴルフ用品（新品・中古）ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス等
ゴルフ場ビジネス	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス、ゴルフ場向けソフトウェアの開発・販売等
メディアビジネス	広告・マーケティングソリューションサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイルサービス等

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計 (注)
	リテール ビジネス	ゴルフ場 ビジネス	メディア ビジネス	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,822,776	464,101	251,179	2,538,057	-	2,538,057
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,822,776	464,101	251,179	2,538,057	-	2,538,057
セグメント利益	423,463	442,496	183,316	1,049,276	-	1,049,276

(注) 報告セグメントの利益の金額の合計額は四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)

短期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度末の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
短期借入金	2,366,000	2,366,000	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

権利不行使により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 5,862千円

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(注) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当第1四半期連結会計期間の期首における残高と比較しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 15,999.24円	1株当たり純資産額 16,912.08円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 62.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式は存在するものの1株当たり四 半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失() (千円)	10,225
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	10,225
期中平均株式数(株)	164,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	-

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 814.40円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式は存在するものの1株当たり四 半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失() (千円)	130,441
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失() (千円)	130,441
期中平均株式数(株)	160,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年5月12日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。